

秋田県公報

目次	ページ
告示	
保安林の指定解除予定通知(一三四・森林整備課)	1
保安林予定森林の指定通知(一三五・森林整備課)	1
保安林の指定(一三六・森林整備課)	1

告 示

秋田県告示第百三十四号
 農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
 平成十七年二月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 解除予定保安林の所在場所
 雄勝郡東成瀬村樺川字黒じ一〇の二(国有林。次の図に示す部分に限る。)、字
 檜山後九の一(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び雄勝地域振興局農林部並びに関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第百三十五号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
 平成十七年二月十日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 保安林予定森林の所在場所
 由利郡由利町村字西由利原六の七、六の三三、六の三四、仙北郡西仙北町土川字仁井山沢の一、二の一(次の図に示す部分に限る。)、二の九
 指定の目的 水源のかん養
 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(二) 保安林予定森林の所在場所

仙北郡西仙北町円行寺字布又尻四五

指定の目的 土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、由利地域振興局農林部及び仙北地域振興局農林部並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する。

平成十七年二月十日

秋田県知事 寺田典城

〔「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課及び平鹿地域振興局農林部並びに平鹿郡山内村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

郡市	町村	(大字)	字	地番	全 面 積	保安林指定 見込面積 (ヘクタール)	指定の目的	指 定 施 業 要 件		
								伐採種別	立木の伐採の方法	立木の伐採
平鹿郡	山内村	土 淵	小目倉沢	一の四 二の七 三三の六 三四の六 三四の二 三四の二 三七の一 七八の四 二二の八 六七の三	五、四九四 一、五一三 五五三 四三、八一四 四五四 〇・一一五〇 〇・三九九〇 〇・四一三〇 一・八九四〇 二・一八九〇	〇・六四五〇 〇・〇八九〇 〇・二三五〇 〇・二三五〇 七・五〇七〇 〇・一一五〇 〇・三九九〇 〇・四一三〇 一・八九四〇 二・一八九〇	干害の防備 公衆の保健	（付属明細書のとおり） 主伐として伐採をすることができ、 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	（付属明細書のとおり） （付属明細書のとおり）	特別伐採の場合の他の関係 に法に び法に 樹種 間及 び方 び

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

発行所 秋田県 秋田山王四丁目一番一号

印刷所 秋田山王七丁目五番二十九号

株式会社 秋田山王七丁目五番二十九号
 電話 0862-876682
 FAX 0862-876683
 E-mail: matsubarara@matsubararansatsu.co.jp

